

●主な内容●

衆議院法務委員会	
東京拘置所刑場視察について…11	
第47回人権擁護大会シンポジウム	
……………11	
2004年人権擁護大会シンポに向けて	
……………12	
死刑をめぐる欧州の動き	
欧州評議会のわが国に対する態度等	
……………12	
委員会活動報告……………12	

2004
第3号

死刑を考へる

死刑制度問題ニュース

編集責任

死刑制度問題に関する提言実行委員会

衆議院法務委員会 東京拘置所刑場視察について

2003年7月23日、衆議院法務委員会の9人の国会議員が東京拘置所の新舎を視察することとなり、その際に死刑場も視察した。その状況について、前衆議院議員の保坂展人さんにお話をうかがった。

―昨年、衆議院法務委員会にて、東京拘置所刑場の視察ができたものとうかがっていますが、それが実現した経緯をお教えいただけますか。

―昨年、衆議院法務委員会にて、東京拘置所刑場の視察ができたものとうかがっていますが、それが実現した経緯をお教えいただけますか。

視察の際に、国会議員に刑場を視察させたのは何年ぶりかと質問したところ、法務省担当者からは、「記録がない」という答えしか返ってきませんでした。私たちが写真撮影を求めましたが、禁止されたのです。

―日弁連および、刑場のある拘置所所在の各弁護士会において、法務省や各拘置所に対して刑場の視察を申し入れたところ、具体的な理由もなく拒否されているというのが現状です。この現状に対して

ご意見をお聞かせください。

衆議院法務委員会に対する刑場の視察は国政調査権の一環として行われたものであって他の視察は認めないとの情報もあるようです。しかし、東京拘置所の新舎についての基本的な視察を日弁連等認めていることからして、刑場だけを拒否するということが矛盾を感じます。さらに言及すれば、かつて、司法修習生時代に刑場を視察できたという弁護士の方々が結構いらっしゃるということをお聞きしていますが、なぜ、かつて行われていたことが情報封鎖されるのかを追及していく必要があると思います。すなわち、ある時期に、なぜ、どのような理由によって、開示されなくなったのかというところを明確にしていく必要があると思います。

―保坂さんが、現実に見てきた刑場の状況をお教えください。

口頭で説明することは難しいのですが、私が確認したことをできるかぎり、ご説明したいと思います。正確にお伝えすることは難しいですが、そもそも、このような問題は、法務省が情報開示していないことに起因していることの問題があると思います。

刑場は地下1階にありました。刑場への出入り口となる廊下からのドアは、他の扉と同じであり、死刑確定囚がそこに入っても、刑場とは理解できないのではないかと思います。すなわち、その廊

下から通じるドアを開けて中にはいると、観音像が設置されたエリアに入ります。そのエリアは、アコーディオンカーテンで区切られており、同カーテンの先に何があのかは分からない状況です。しかし、そのアコーディオンカーテンを開けると、そこが刑場です。執行時において、死刑確定囚は、観音像のエリアからいきなり刑場へと導かれるのではないのでしょうか。

視察した際に、刑務官が現実に執行を操作する場所は確認できませんでした。ただ、現実に死刑執行を執行する刑務官の執行場所からは、確定死刑囚の執行現場は何ら見えないこと、確認さえできない場所にあるのではないかと推察されます。

―保坂さんにおかれて、その刑場に関連して印象に残ったことをお教えください。

刑場は、隣の部屋からガラス越しにて検証できるようにしていました。このガラス越しの部屋は、検察官や拘置所長らが死刑執行に立ち会う場所となるようです。この場所からは、以上に述べたような刑場の全貌が見えることもに、執行後、さらなる地階に落下した死刑囚の執行後の姿が確認できるようなっておりました。すなわち、この場所からは、死刑囚を絞首する場面から、執行後に落

下して死亡する場面まで全て確認できるようにつくられている状況でした。

―現実の執行を実現する刑務官の操作場は確認できたでしょうか。また、その状況はどのようなものだったのでしょうか。

―以上、申し上げたとおり、そもそも、死刑問題に関しての法務省からの情報開示がきわめて不十分であることが問題とされています。人権を擁護する団体である日弁連において、死刑問題をとり上げることはきわめて重要と思えますから、一緒に議論を重ねていただきたいと思えます。

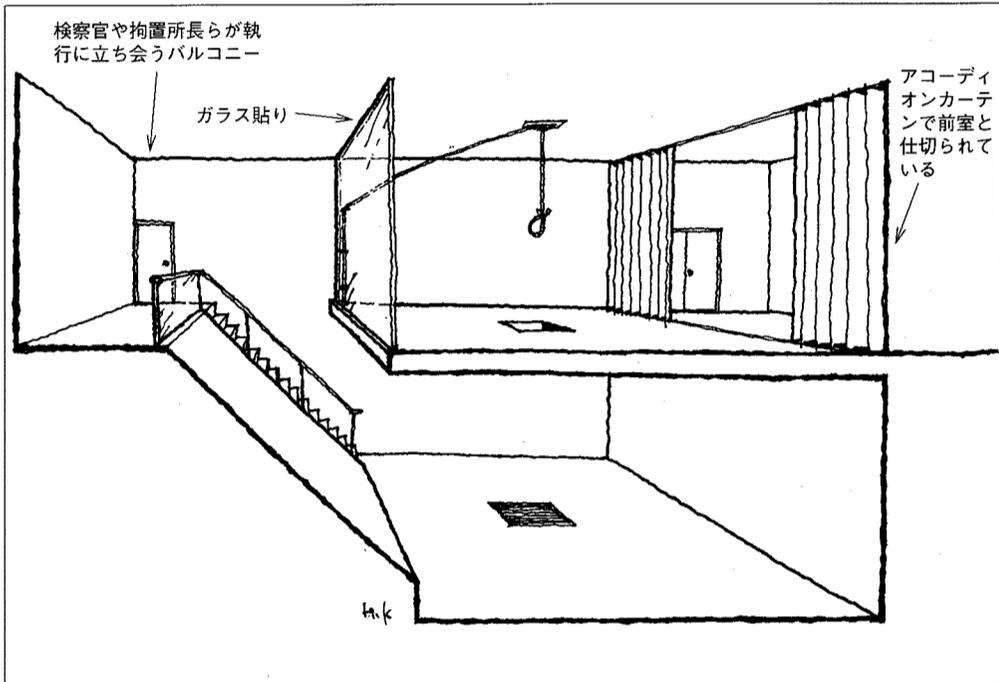
(聞き手 湯山孝弘)



保坂展人氏

保坂展人前衆議院議員

1955年仙台市生まれ。教育問題の内申書裁判の原告として活躍し、1996年の衆議院選から、2期7年間衆議院議員を務め、その間に、312回の国会質問、100回に及ぶ質問主意書とおして人権問題を中心に政府を問いただしてきた。



保坂さんの説明をもとに、イラストレーター加瀬寿子氏が作成したものである。法務省による開示がなされないため、視察者の記憶をもとに作成したイラストであることから、その正確性が不十分であることを付記する。

**2004年10月7・8日 於・宮崎
第47回人権擁護大会シンポジウム
『21世紀日本に死刑は必要か』**
(仮題)

2004年10月7日、8日に宮崎で開催される第47回人権擁護大会の第3分科会シンポジウムのテーマに、死刑制度問題に関する提言実行委員会が提案した「21世紀日本に死刑は必要か―日弁連死刑執行停止法案と死刑制度の未来をめぐって―」(仮題)が決定されました。

宮崎での本シンポジウムに先立ち、東京でのプレシンポジウムを2004年5月29日(土)午後1時より、東京の弁護士会館クレオで開催する予定です。

どうぞ、あわせてご予定おきください。また、各地での死刑問題に関する活発なご議論をお願いします。

2004年人権擁護大会 シンポジウムに向けて

死刑制度問題に関する提言実行委員会 委員長 金子 武嗣

2004年10月7～8日に宮崎で開催される第47回人権擁護大会の第3分科会シンポジウムのテーマに、死刑制度問題に関する提言実行委員会が提案した「21世紀日本に死刑は必要か―日弁連死刑執行停止法案と死刑制度の未来をめぐって―」(仮題)が決定されました。

できるようなものにする、という三つの課題をめぐります。今後、全国各地でミニシンポジウムを実施したり、来る5月29日にクレスオでプレシンポジウムを行うことが予定されています。また、2～3月にアメリカ調査を実施するほか、全国の会員にアンケート調査を予定しています。

シンポジウムが、日弁連の内外で、活発な議論がなされる契機になれば幸いです。

死刑をめぐる欧州の動き

欧州評議会のわが国に対する態度等

2003年7月、欧州評議会(C E)において、戦時を含むあらゆる場面における死刑廃止を定める欧州人権条約第13議定書が発効した。

C Eではすでに1985年、平時における死刑廃止を定めた第6議定書が発効しているが、2003年12月現在、C E加盟45か国中、第6議定書をいまだ批准していない国はロシアとセルビア・モンテネグロのみである。うちセルビア・モンテネグロはすでに2001年に国際人権(自由権)規約第2選択議定書(死刑廃止条約)を批准して死刑を廃止しており、また、ロシアにおいても1996年8月から今日まで、C Eによる強い圧力のもと、モラトリアムが維持されている。

C E議員総会は2001年6月、日米両国に対して、死刑の存置はオプザバーバー国としての義務に違反しており、速やかな死刑執行停止(モラトリアム)の導入と、死刑廃止に向けた措置をとるよう要請すると同時に、2003年1月1日までに進展がない場合には両国のオプザバーバー資格を見直すという決議を採択したが、その後、決議のフォローアップとしての米国における議院内セミナー開催が同年4月にずれこんだため、

オプザバーバー資格に関する議論は先送りの状態となっていた。しかし同年10月1日、議員総会は再度、日米両国に速やかに死刑廃止に向けモラトリアムを実施するよう求める決議を採択すると同時に、C Eの意思決定機関である閣僚委員会に対して、同決議に即した行動をとるよう勧告した。

一方、欧州連合(E U)は、第13議定書の発効にあたり、C E加盟国のうち、いまだ第13議定書に署名せず第6議定書を批准していない国に署名・批准を求めると同時に、C Eのオプザバーバー国である日本と米国を名指しして、死刑廃止を促した。

E Uは、人権政策の必要不可欠な要素として死刑に反対する国際的な活動を強化することを決定しており、E Uに加盟しない第三国に対しても死刑の廃止に向けた積極的な働きかけを行うことを政策化している。

これまでも、とくに米国を標的に個別の死刑事件に関する要請も含めた積極的な行動をとってきたが、米国と並んで日本が名指しされたことにより、今後、E Uが日本に対して具体的な働きかけをなすことも予想される。

(田鎖麻衣子)

当委員会の2003年8月以降の活動について報告します。

1 夏合宿

(1) 討議
8月29～31日に、死刑問題に関する報告書を作成するための夏合宿を行った。

1995年の関弁連シンポジウム報告書、その後の動向と2002年11月に日弁連が理事会の了承のもとに発表した「死刑制度問題に関する提言」を踏まえて改訂し、11月のシンポジウムに合うように完成させようとしたものである。ことに、死刑執行停止、犯罪被害者と死刑、死刑に代わる最高刑については、全面的に見直す議論がなされた。

そして、死刑量刑については検察側が、永山判決以後の死刑判決の一覧表を出して死刑が相当である旨の論告を全国的に行っており、これへの対処を行うことが求められた。死刑求刑がなされても死刑とならなかった膨大な判決が暗数として存在していることを調査して、実務的に役立つ報告書にするべく新たな取り組みを行うことが決められた。その後、この問題については、今後、村岡啓一橋大学教授の協力を得て研究を進めることとなった。

ただし、本ニュース第2号で報告したとおり、死刑廃止議論の死刑執行停止を含む法案が上程されなかったため、この法案に合わせて予定した11月のシンポジウムは延期することになった。そのため、報告書の作成は、さらに調査と準備をしたうえで行うことに変更した。

(2) 勉強会

夏合宿では、保坂展人議連事

務局長による「死刑廃止議論の動きと今後について」、寺中誠・アムネスティ・インターナショナル日本事務局長による「国連・欧州等の死刑をめぐる動向」、石塚伸一龍谷大学教授による「被害者支援と死刑の存廃」といった勉強会も行った。

3 中国における死刑事情

9月17日、一橋大学の王雲海教授を招いて、「中国における死刑事情の勉強会」を行った。中国は毎年世界最多の死刑執行を行っており、その動向が注目される。王教授は来日して20年になり、その間に、中国、アメリカ、日本の死刑の比較研究に取り組んでこられた。中国における執行数は公表されていないが毎年1100人から1400

委員会 活動報告

被害発生直後に役立っていないことから、緊急な給付のための法改正が必要だという指摘に基づき、その点の犯給法改正案をつくることになった。その後、改正案は完成を見ている。

2 死刑執行に対する会長声明

9月12日、大阪拘置所で1名の死刑執行がなされた。議連法案が上提されなかったことの影響がもたらぬ。日弁連は2002年11月に死刑執行停止法の制定を含む「提言」を発表しており、当委員会が準備して直ちに「提言」に沿った会長声明を出し、当日、法務省に持参した。今回の執行に対しては、東弁、

二弁、埼玉、横浜、名古屋、大阪の各弁護士会も日弁連と軌を一にする会長声明を出し、「提言」以後の広がりを感じさせられた。

3 中国における死刑事情

9月17日、一橋大学の王雲海教授を招いて、「中国における死刑事情の勉強会」を行った。中国は毎年世界最多の死刑執行を行っており、その動向が注目される。王教授は来日して20年になり、その間に、中国、アメリカ、日本の死刑の比較研究に取り組んでこられた。中国における執行数は公表されていないが毎年1100人から1400

5 その他の海外調査

(1) アメリカ
スタフスキー教授に委託した調査の他に、アメリカ法曹協会(A B A)の資料を入手し、「死刑執行モラトリアム決議の効果」についての概要・2001年8月から2003年6月にかけての翻訳に取り組んだ。これには日弁連の活動も紹介されている。A B Aの活動は、今後の日弁連の進むべき道を考えるための貴重な参考資料となると思われる。そして、来年2～3月にアメリカ訪問調査を実施する計画が具体化している。

6 人権擁護大会シンポジウム決定

11月27日、2004年の人権擁護大会の第3分科会に死刑問題が決定した。前回他に譲った経緯もあり、パワーポイントを使ったプレゼンテーションも大いに力を発揮した結果である。今後、当委員会は、来年の人権擁護大会シンポジウムに向けて、シンポジウム委員会と一体となって、5月のプレシンポジウム、各地でのミニシンポジウムも取り組む予定である。

4 秋合宿

10月11～12日、秋合宿を行った。報告書作成の準備とともに、精神科医の中島直氏を招いて「精神障害と死刑」の勉強会を行った。死刑確定者の精神鑑定

6 人権擁護大会シンポジウム決定

11月27日、2004年の人権擁護大会の第3分科会に死刑問題が決定した。前回他に譲った経緯もあり、パワーポイントを使ったプレゼンテーションも大いに力を発揮した結果である。今後、当委員会は、来年の人権擁護大会シンポジウムに向けて、シンポジウム委員会と一体となって、5月のプレシンポジウム、各地でのミニシンポジウムも取り組む予定である。

2 死刑執行に対する会長声明

9月12日、大阪拘置所で1名の死刑執行がなされた。議連法案が上提されなかったことの影響がもたらぬ。日弁連は2002年11月に死刑執行停止法の制定を含む「提言」を発表しており、当委員会が準備して直ちに「提言」に沿った会長声明を出し、当日、法務省に持参した。今回の執行に対しては、東弁、

4 秋合宿

10月11～12日、秋合宿を行った。報告書作成の準備とともに、精神科医の中島直氏を招いて「精神障害と死刑」の勉強会を行った。死刑確定者の精神鑑定

(小林 修)